

盛岡市環境基本計画（第三次）

概要版

未来へとみんなが築く，
自然と“わ”になるまち“もりおか”



盛岡市

第1章 計画の基本的事項

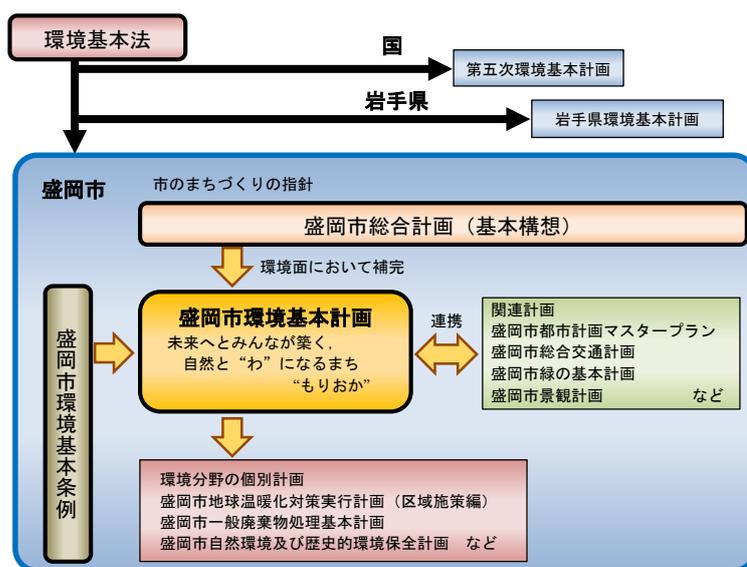
計画策定の背景と目的

本市では、盛岡市環境基本条例において規定した基本理念の実現を目指し、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために平成12年（2000年）に盛岡市環境基本計画を策定しました。その後のさまざまな環境問題に対する状況の変化等を考慮して、今後10年間の本市の環境保全の基本的方針を定める盛岡市環境基本計画（第三次）を新たに策定するものです。

計画の位置づけ

本計画は、本市のまちづくりの指針を示す「盛岡市総合計画」を環境面において補完するもので、本市の環境行政のマスタープランとしての役割を持っています。

計画の推進に当たっては、めざす将来像の実現に向け、関連する計画と連携を図ることとします。また、具体的な施策の取組に当たっては、各環境分野の個別計画と合わせて推進することとします。



環境基本計画の位置づけ

計画策定に当たっての視点

本計画の策定に当たっては、下記の視点に留意しました。

- ・環境の保全と創造の視点
- ・SDGsの考え方の活用
- ・循環・共生の視点
- ・総合的な視点
- ・環境・経済・社会の総合的向上
- ・各主体の参画・連携
- ・中・長期的な視点
- ・社会情勢の変化への対応

計画が対象とする範囲

本計画における環境とは、生活環境、自然環境、地球環境、歴史や景観などの文化的環境に加え、気候変動対策、循環型社会の形成、生物多様性の確保等も含まれます。また、環境課題は経済・社会の課題とも密接に関わっていることから、環境分野だけでなく、あらゆる課題を総合的に解決するような他分野における取組も、計画の対象範囲に含むこととします。

計画の期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。なお、本計画の上位計画である盛岡市総合計画の計画期間が令和6年度（2024年度）までのため、必要に応じ令和6年度（2024年度）に見直しを検討することとします。

第2章 市域の概況と課題

盛岡市の現況と課題

・ 経済的な現況と課題

現況 ・本市における経済の循環構造は、エネルギー代金が市外に流出している状況にあります。
・生産年齢人口の流出の課題に対応する取組も重要となります。

課題 ・エネルギー代金の流出
・生産年齢人口の流出

必要となる取組 エネルギー収支の改善に関する取組
新たな技術を活用した人手不足の克服

・ 社会的な現況と課題

現況 ・本市は、自然環境と都市機能の調和に加え、歴史と文化を備えたまちとなっています。
・人口減少傾向は、今後も続くことが予想されます。

課題 ・人口減少による環境保全等に取り組む担い手の不足

必要となる取組 各主体の協働による取組
環境啓発を通じた担い手の育成

・ 環境の現況と第二次計画における課題

協働・継承（啓発）

現況 ・市民・事業者意識調査では、環境が良くなったと感じている市民の割合が多いなど、これまでの取組の成果が現れています。

課題 ・複雑化する環境課題への対応

必要となる取組 各主体の協働による取組
充実した環境啓発の実施

気候変動

現況 ・さまざまな取組により、温室効果ガス排出量の削減を図っていますが、目標値に達していません。

課題 ・顕在化する気候変動の影響
・再生可能エネルギー設備による自然破壊等の影響

必要となる取組 今までの取組に加え、新たな技術を活用
気候変動への適応
適切な再生可能エネルギー設備の設置

循環型社会

現況 ・本市における1人1日当たりのごみ排出量は、県全体平均よりも多くなっています。

・資源率は第二次計画の当初の値を下回っています。
課題 ・県全体平均よりも高いごみの排出量・資源率の低下
・食品ロスの課題

必要となる取組 3Rの推進
食品ロスの実態把握・対応

自然環境

現況 ・市街地においても、貴重性の高い植生が見られるなど、多くの優れた自然環境を有しています。
・第二次計画では、多くの管理指標が達成もしくは達成に準ずる実績となっています。

課題 ・良好な状態の維持

必要となる取組 自然環境保全の継続した取組

生活環境

現況 ・大気汚染や水質汚濁など、生活の健康や安全に係る環境はおおむね良好な状態に保たれています。
・景観は、各種取組により良好な景観の維持形成が図られています。

課題 ・良好な状態の維持

必要となる取組 生活環境保全の継続した取組
景観保全の継続した取組

第3章 めざす将来像・将来像を達成するための考え方

めざす将来像（スローガン）

盛岡市環境基本条例第3条の「基本理念」、第7条の「施策の基本方針」を踏まえ、本計画のめざす将来像（スローガン）として、

未来へとみんなが築く、自然と“わ”になるまち“もりおか”

を掲げます。

めざす将来像を達成するための基本的な考え方

・ 持続可能な開発目標（SDGs）の考え方の活用

計画の推進に当たっては、SDGsの考え方を活用し、さまざまな課題の同時解決を目指す取組を推進していくこととします。



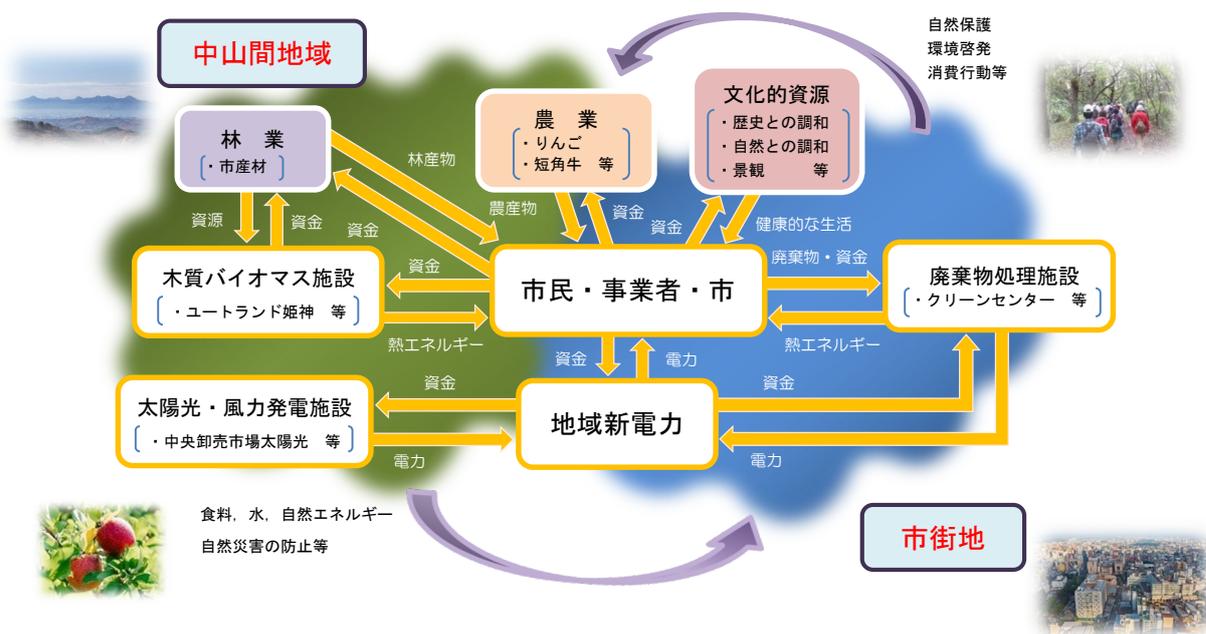
・ 環境・経済・社会の総合的向上に向けた取組

経済社会活動が健全で恵み豊かな環境を基盤としていることを念頭に置きつつ、経済・社会の課題解決にもつながるような分野横断的な取組を行っていくこととします。

・ 本市における地域循環共生圏の創造

本市は、都市的な機能、歴史的な環境、豊かな自然環境など地域資源に恵まれた地域であり、それぞれの地域は資金や資源等の提供などにより多種多様なつながりが生じています。

めざす将来像の達成のためには、各々の地域が持続可能である必要があり、地域資源をこれまで以上に活用することで地域の活性化につなげていくことを目指します。また、市域に限らず広域での取組といった視点も踏まえることとします。



本市における地域循環共生圏の概念図

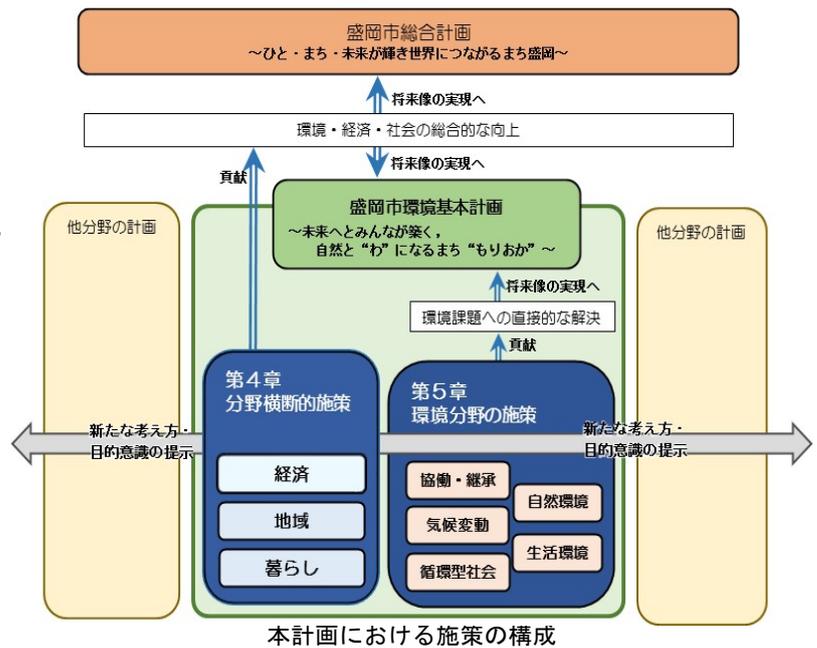
めざす将来像を達成するための施策の構成

・分野横断的施策の設定

総合的かつ分野横断的な視点で重点的に取り組む施策を「経済」、「地域」、「暮らし」をキーワードとして設定しました。

・環境分野の施策の展開

環境分野における施策については、環境課題に対する直接的な対策と分野横断的施策を支える施策として、環境分野ごとに基本方針を定め、施策の方向性を明確にし、施策を展開することとします。



第4章 分野横断的施策

経済

環境と経済の好循環

環境と経済が両立し、互いに好循環を生む経済システムの構築を目指します。



取組事項

- 環境ビジネスの拡大
3Rの促進や資源の効率的な利用
グリーン購入の実施、環境配慮契約の推進
新たな環境ビジネスの率先的活用
地域新電力の活用
- 新たな技術の活用
ICT（情報通信技術）によるEMS（エネルギーマネジメントシステム）等の活用
技術開発・実証等の進行に合わせた水素利用の検討
- エネルギーの収支改善
徹底した省エネルギーの推進
再生可能エネルギーの最大限の活用
エネルギーの地産地消



地域

魅力ある地域づくり

さまざまな魅力を備えた地域資源を活用しながら地域づくりに取り組み、地域循環共生圏の創造につなげていきます。



取組事項

- 自然・歴史・快適な都市機能が調和したまちづくり
水と緑によるうるおいのあるまちづくり
歴史的・文化的遺産等の一体的な保全
コンパクトな市街地の形成と交通網の充実
地域公共交通網の形成による誰もが移動しやすい交通環境の構築
- 地域資源の最大限の活用
豊かな自然環境の保全
歴史的・文化的な地域資源の活用
「新・湯治」の推進
地域特産品のPR
廃棄物の処理過程で得られるエネルギーの活用
木質バイオマス資源を活用した地域づくり
- ネットワークづくり
多様な主体との協働の実施
都市と中山間地域とのつながりの構築
都市間交流と協働の推進
- 災害リスクを考慮した地域づくり
多様で健全な森林整備の推進
自立した分散型エネルギーの取組の推進



暮らし

持続可能な暮らしへの転換

ライフスタイルの転換と安全・安心な生活環境の保全により、持続可能な暮らしへの転換を目指します。



取組事項

- ライフスタイルの転換
食品ロスの削減に取り組める環境づくり
徒歩や自転車移動の推進
気候変動に適応した生活への転換
ライフスタイルにあった働き方の推進
- 環境啓発の推進
環境啓発の推進によるライフスタイルを見直すきっかけづくり
ESDによる地域づくりを担う「人づくり」
自然に関する環境啓発の実施
- 暮らしの基盤となる生活環境の保全
大気や水などの環境モニタリングの実施
感染拡大防止につながる衛生的な取組の推進
廃棄物の発生抑制・適正処理の推進



第5章 環境分野の施策

施策の体系図

施策分野	基本方針	施策の方向
協働・継承	基本方針 1 各主体が協働しながら、持続可能な社会を形成し、継承するまちづくり 	各主体との協働の推進 環境保全活動を担う人材の育成 環境に配慮した行動の促進
気候変動	基本方針 2 気候変動対策を推進しながら形成する、脱炭素社会の実現に向けたまちづくり 	再生可能エネルギー等の普及促進 エネルギーの効率的な利用の促進 低炭素型のまちづくりの推進 二酸化炭素吸収源の確保 気候変動への適応
循環型社会	基本方針 3 廃棄物の発生を抑制しながら、資源を循環利用する社会の形成 	3Rの推進 廃棄物の適正処理の推進 不法投棄の防止と環境美化の推進
自然環境	基本方針 4 生物多様性を確保しながら人と自然が共生できる社会の形成 	森林・農地・水辺の保全 野生動植物の生息・生活環境の保全と人との共生 緑や自然とのふれあいの促進
生活環境	基本方針 5 健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境の確保 	安全・安心な生活環境の保全 魅力的な景観の保全・形成

第6章 主体別の環境への配慮行動

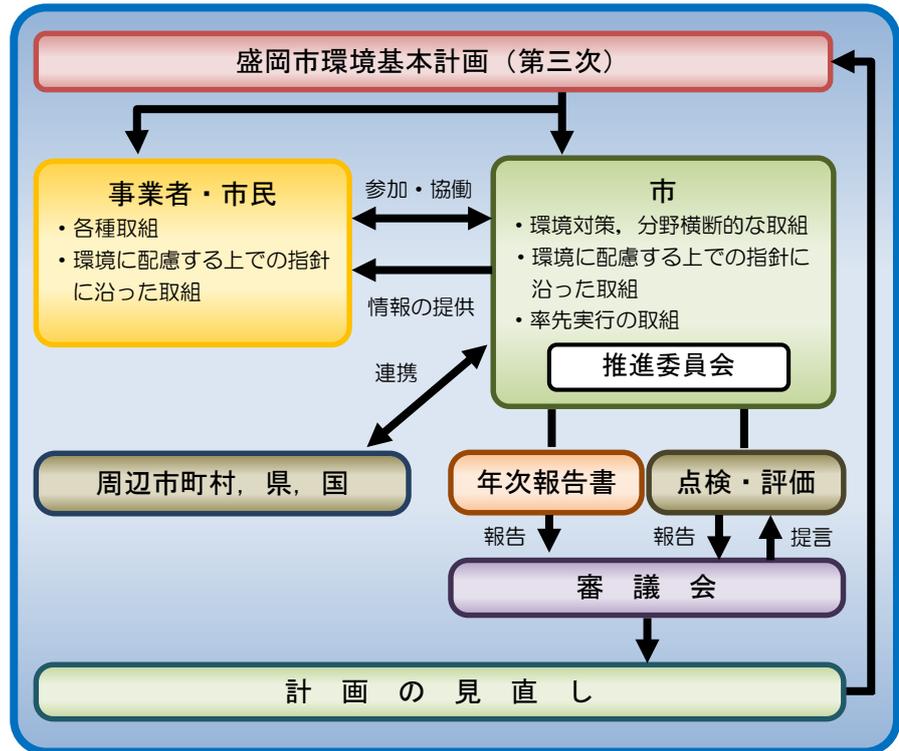
市民・事業者それぞれの環境に配慮した具体的な行動の例を示します。

	市民による配慮行動例	事業者による配慮行動例
配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ●協働・継承 身近な環境の状況に関心を持つ 環境学習の場や機会への参加に努める など ●気候変動 徒歩や自転車、公共交通機関での移動に努める 省エネ型製品の購入に努める など ●循環型社会 ごみの排出量を減らすよう心がける 地域での資源集団回収活動に参加・協力する など ●自然環境 保護・保全活動などへの参加・協力に努める 移入種を河川や湖沼に放さないようにする など ●生活環境 近隣への騒音防止に努める 身の回りからできる環境保全活動に取り組む など 	<ul style="list-style-type: none"> ●協働・継承 環境教育や研修の実施に努める 環境保全活動や環境学習などへの参加・協力 など ●気候変動 低公害車や低燃費自動車の導入に努める 再生可能エネルギーの利用に努める など ●循環型社会 ごみの発生抑制、再利用に努める 廃棄物の分別の徹底、産業廃棄物の適正処理 など ●自然環境 地域産材の使用に配慮する 自然の改変が最小限になる施設設計に努める など ●生活環境 ごみの散乱を防止し、環境美化に努める 周辺環境への影響低減に努める など

第7章 計画の推進

計画の推進体制

本市の環境施策の庁内推進組織である「盛岡市環境基本計画推進委員会」において、本計画に掲げる施策と各部局等が実施する施策や事務事業との連携の確保や実施状況の把握、情報の交換、共有を行うなど、庁内が一体となった環境施策の取組を推進します。



推進体制の仕組み

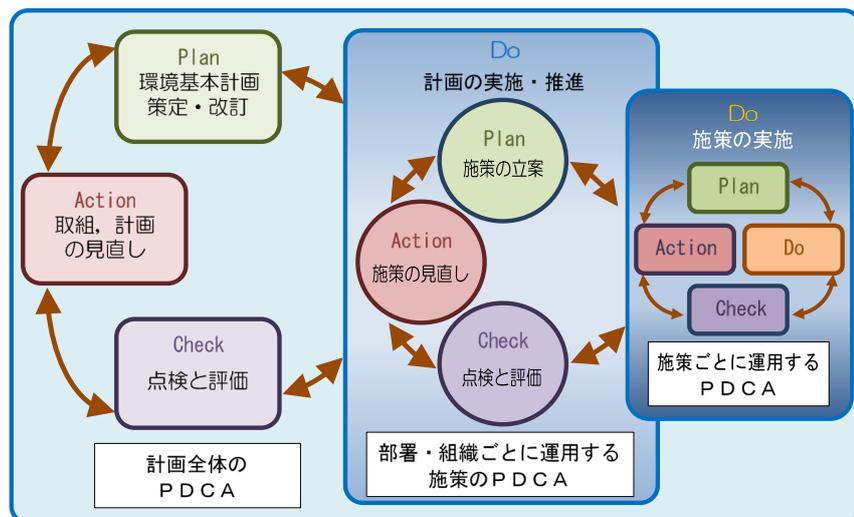
他の自治体などとの連携

地球環境問題などの環境問題は、本市の行政区域を超えた広域的な対応が必要となってきます。また、問題の解決のためには、専門の調査研究を必要としたり、市の権限では対応できない場合があります。このため、広域的な環境問題に対しては周辺市町村や県、国との連携や協力のもと、広域的な視点からの取組を推進していきます。

計画の進行管理

計画の進行管理においては、計画全体で円滑なPDCAサイクルとなる運用を目指します。

また、環境の状況や、本計画に基づいて市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を取りまとめ、年次報告書を作成し、公表します。



本計画におけるPDCAサイクル（イメージ）



盛岡市環境基本計画（第三次） 概要版

発行/盛岡市

編集/盛岡市環境部環境企画課

〒020-8531

岩手県盛岡市若園町2番18号

電話（代表）（019）651-4111

（直通）（019）626-3754

盛岡市公式ホームページ URL <http://www.city.morioka.iwate.jp/>
盛岡市環境部ウェブサイト（eco もりおか） URL <http://www.eco-morioka.jp/>